

(第3号様式の3)

入 札 参 加 資 格 審 査 資 料

(配管工)

商号又は名称：_____

配管工の資格

配管工氏名	
資格等	☐ 松山市公営企業局技能資格者（耐震継手資格を有する1級配管工） ☐ 公益社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿に登録されている耐震継手配水管技能者
	※該当工事のみ ☐ 配水用ポリエチレンパイプシステム協会の講習会受講者
営業所技術者等との兼任	☐ 有 ☐ 無
雇 用 状 況	☐ 公告日以前より継続雇用している
現在従事中の工事	☐ 有 ☐ 無 (有の場合は、下記に従事工事件名と配置要件の確認を記入すること)
従事工事件名	
配置要件の確認	☐ 配管工の配置要件を満たしている。 (現場代理人、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐として配置がないこと など)

【配管工の配置要件】

- 「配管工」は、次の要件を全て満たす者を専任で配置すること。
ただし、当初請負金額4,500万円未満の水道管工事（松山市公営企業局発注案件）については、2工事まで兼務できる。
ア 個別事項の表中「資格等（配管工）」に掲げる要件を全て満たす者であること。
イ 個別事項の表中「資格等（配管工）」に掲げる資格等を証する書類を添付すること。
 - ・松山市公営企業局技能資格者・・・技能資格者証の写し（両面）
 - ・公益社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿に登録されている耐震継手配水管技能者
・・・公益社団法人日本水道協会配水管技能者登録証の写し
 - ・配水用ポリエチレンパイプシステム協会の講習会受講者
・・・配水用ポリエチレンパイプシステム協会の講習会受講証の写しウ 公告日以前に申請者と恒常的な雇用関係にある者であること。
- 「配管工」は、同一工事・他工事を問わず次の技術者等とは兼務を認めない。
 - ・現場代理人
 - ・主任技術者
 - ・監理技術者
 - ・監理技術者補佐
- 「営業所技術者等（旧：営業所の専任技術者）」は、当初請負金額 4,500 万円未満の水道管工事（松山市公営企業局発注案件）についてのみ、「配管工」として配置できる。また、2 工事まで「配管工」の兼務を認める。

【兼務のための手続き】

落札決定後、契約日までに別紙様式「配管工兼務届」を松山市総務部契約課に提出してください。

【配管工の配置解除の手続き】

配管工事が終了したら、配管工の配置解除の届出を行い、工事担当課で確認を受けることで配管工の配置を解除できます。

別紙様式「配管工の配置解除について（届出）」を工事担当課の監督員に提出してください。